

奈良県決定

建築基準法第51条ただし書の規定による
産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

次の付議案を提出する。

令和7年2月7日

奈良県都市計画審議会会長

第 5 号議案

建築基準法第51条ただし書の規定による
産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷地面積
【 Sep 】（ sustainable energy plant）	天理市福住町 4317 番 3、 4316 番、4318 番 1、4314 番	1,616.63 m ²

理由 天理市福住町（市街化調整区域）に位置する敷地内において、新たに木くずの
破碎を行う産業廃棄物処理施設を設置しようとするものである。